

はしがき

本書は、『新ハイブリッド民法』シリーズの第2巻として、物権法・担保物権法の部分を取り扱うものである。物権法は、債権法や担保物権法と比較すれば、社会の動きに対応してそれほどダイナミックな変容を遂げているわけではない。だが、相続に関連して、土地が細分化され、それに伴い袋地所有者からの公道に通ずる土地所有者に対する通行地役権の成否、あるいは囲繞地所有者からの土地譲受人との対抗問題における信義則に基づく悪意者排除論の台頭などが新しい問題を提起している。本書の叙述の中に、そういった微妙な変化を感じ取ってほしいと考える。

一方、担保物権法は、抵当権と利用権の関係については、短期賃貸借制度の廃止という形で濫用的な短期賃借権の存在もなくなり、加えて、抵当不動産を管理人に管理させてその収益から優先弁済を受ける「担保不動産収益執行」(民執180条2号・359条)が認められるに至り、一応の安定期を迎えることになった。ただ、非典型担保の領域では、実務の発展は目覚ましく、それに対応する形で、新しい判例も散見されるようになってきており、この領域では判例法の客観的な考察が欠かせなくなってきた。

本書も、本シリーズの方針に則り、読者が具体的なイメージをもって問題を捉えられるように、できるだけ具体的な事例を冒頭に示して(**Case** 参照)、それを解き明かすような形で叙述を進めている。図解もできるだけ、多く用いるように努力した。関連する判例や話題を **Topic** で取り上げ、読者の知識に厚みをもたせるように配慮した。

また、ここで扱われた諸問題をさらに応用・展開しようとする読者のために、**Further Lesson** で解説している。いくつかの章末に設けた **Exam** では、練習問題が出されており、本書の読者が自力で解けるように「解答への道すじ」をつけた。さらに、巻末の **Hybrid Exam** では、複数の章にまたがる、複雑な事例を用いて、復習と応用能力の養成ができるように配慮している。

最後に、本書の執筆者は、いずれも法学部あるいは法科大学院で、民法の授

業やゼミナールに精を出している研究者であるが、その過程で得られた知識・経験が本書の叙述に反映されている。本書では、わかりやすい叙述とともに、大事な論点や初学者が間違いやすい問題などについて一歩突っ込んだ解説を行う工夫がなされていることを指摘しておきたい。

本書の企画・構成にあたっては、法律文化社の野田三納子さんからたえず有益なご教示や励ましをいただき、また、丁寧な校正をしていただいた。ここで改めてお礼を申し上げたい。

2019年3月

本田 純一
堀田 親臣
工藤 祐巖
小山 泰史
澤野 和博